

小竹町ホームページに係る有料広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小竹町有料広告掲載に関する告示（平成28年小竹町告示第20号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、小竹町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（町ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載者の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の基準)

第3条 町ホームページに掲載することができる広告は、告示第3条第1項の基準によるものとする。

(広告画像の規格)

第4条 広告画像の規格は、次のとおりとする。

- (1) 上下 60ピクセル
- (2) 左右 210ピクセル
- (3) 画像形式GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- (4) 容量20KB以下

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) ラジオボタンを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 前各号に定めるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる、又はそのおそれがある表現

3 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

4 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）が協議の上、決定するものとする。

(リンク先ホームページの範囲)

第5条 広告のリンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当するもので

あるときは、広告を掲載しない。

- (1) 告示第3条第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 町ホームページと類似するデザインを用いるなど、閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるとき。
- (3) 掲載されている内容が、町政を連想させる分野であって一般的な表現を用いるなど、閲覧者が町の事業であると錯誤しやすい内容を含むとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が町ホームページからリンクすることが不適切であると認めるとき。

(広告の掲載場所及び枠数)

第6条 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、広告の枠数は、町長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、広告掲載を行おうとする者（以下「申込者」という。）が複数月の掲載を希望するときは、希望月数に応じて掲載を承諾することができるものとする。

2 広告の掲載を開始する日及び終了する日は、町長が定める。

(広告掲載の申込み等)

第8条 申込者は、掲載する月の初日の40日前（その日が休日となる場合は、その前日）までに、告示第5条に規定する申込書に必要事項を記入の上、広告案のデータ、リンク先の内容、町税等の滞納がないことの証明書等を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する広告案は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定した規格の広告案を格納した磁気媒体
- (2) リンク先ホームページのURL及びそのページの内容がわかるもの

3 広告案は、申込者の費用と責任において作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 広告掲載の決定は、告示第6条第1項及び第3項の規定により行う。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、1枠につき月額3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載料の納付方法は、告示第12条の規定に基づき納付しなければならない。

(掲載者の申出による広告の変更)

第11条 掲載者は、複数月の広告掲載をするときは、広告画像の変更を求めることができる。

2 前項の規定により変更を求めるときは、変更する広告案のデータ、リンク先の内容等を添えて町長に届け出なければならない。

(広告の内容等の変更の要求)

第12条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ（以下「広告の内容等」という。）が第3条から第5条までの規定に抵触していることが判明したときは、掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 掲載者は、町長の求めに応じて、自己の責任及び負担において広告の内容等の変更を行わなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 掲載者は、自己の都合により、町ホームページの広告掲載を取り下げることができる。

2 掲載者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により町長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(庶務)

第14条 この要領に関する庶務は、町ホームページ担当部署が処理する。

附 則

この告示は、平成29年3月1日から施行する。